

PROJECTAK 入会契約書兼同意書

PROJECT AK ご入会に際し、下記事項についてご承諾の上、ご署名いただきますようお願い申し上げます。

第1条（目的）

- 1 パーソナルトレーニングジム「PROJECT AK」及び「PROJECT AK」II「（以下、「本クラブ」という。）は、本クラブに入会した会員に（以下「会員」という。）当施設でのトレーニング及び食事等指導を行い、もって会員の健康と美しいボディメイクをおこなうことを目的とする。
- 2 トレーニングは個人差があり、その効果を保証するものではないことについて承諾する。

第2条（会員資格）

- 1、本クラブの会員資格は「PROJECT AK 入会契約書兼同意書（以下「契約書」という。）」に同意し署名したことをもってAKの会員資格を得るものとする。
- 2、会員は、本契約及び施設利用規約（※別紙）を遵守するものとする。また、満18歳に満たない者（以下、「未成年者」という。）は親権者または法定代理人の同意を得るものとする。
- 3、被後見人、被補助人、被保佐人にあつては、後見人、補助人、保佐人の同意を必要とする。

第3条（会員料金）

当ジムへの入会金及び会費料金については下記のとおりとする。また本契約締結後において入会金及び会費料金については、返金できないことに承諾する。

第4条（支払い）

入会金及びコース料金は、pay.jp から支払うものとする。

別途個別の契約がある場合はそれに従うものとする。またこの振込手数料は、会員の負担とする。

第5条（有効期間）

コースについては、下記に定める有効期間内に消化をするものとし、下記有効期間内を経過してもコース利用権が残存する場合はその利用権について失効する。

【有効期間】

「ご契約コース期間 月数」×2 +7日

【契約始期日】

（上記）コースご契約日

第6条（利用）

- 1 入会金及びコース料金の入金確認の後、本クラブの利用開始可能となる。
- 2 利用方法は別途規約に定めるものとする。
- 3 会員は、別途定める当クラブの規約を遵守するものとする。

- 4 会員の体調により、トレーナー及び施設スタッフの判断でトレーニングを中止する場合があることに同意する。

第7条（キャンセル等）

- 1 会員からのキャンセルの申し出については、利用予定日の前日 23 時 59 分迄、変更・キャンセルをおこなえるものとする。
- 2 当日 00 時 00 分以降のキャンセルについては、コース 1 回分の消化とみなし、次回振替は原則行えないものとする。

第8条（変更手続）

- 1 会員は、本クラブへ登録している登録情報（氏、住所、連絡先等）に変更が生じた場合、すみやかに AK へ申し出を行い、所定の変更手続をおこなうものとする。
- 2 前項の変更手続きを怠り、当ジムからの連絡及び通知等が届かないことにより会員が被った損害等について、AK は一切の責任を負わないものとする。

第9条（持ち込み禁止）

- 1 会員は施設内での下記の持ち込みについて禁止する。万が一下記の持ち込みにより、発生した損害やケガ及び事故等について当ジムは、当該会員及び第三者に対して、一切の責任を負わない。
 - ① 高額の金銭
 - ② 貴金属類
 - ③ 火器及び刀剣類等危険物
 - ④ 動物、爬虫類等
- 2 上記の際、当該第三者が損害を被った第三者に対し当該会員が損害の賠償に応じるものとする。または本クラブに第三者への支払いが生じた場合、当該会員に対し求償する。

第10条（禁止事項）

会員は、下記に該当する行為について行った場合、本クラブの利用の停止、解約、また会員資格については除名処分等をおこなう場合があることに同意する。

- ① 他の会員や施設スタッフへの誹謗中傷及び暴力行為
- ② 施設内において、大声または奇声を発する行為、または他の会員や施設スタッフの経路を阻む行為、威嚇等の迷惑行為
- ③ 施設内の備品や自身の持ち物を投げる等による他の会員や施設スタッフに危険が及ぶ可能性のある行為
- ④ 他の会員や施設スタッフに対してみだりに話しかける、後をつける、待ち伏せ等による他の会員による当該施設スタッフに恐怖を感じさせる行為
- ⑤ 正当な理由なく、面談や電話等によって施設スタッフの業務を妨害する等の迷惑行為
- ⑥ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等の犯罪行為
- ⑦ 更衣室で頭髪を染める、切る行為

⑧ 他の会員及び施設スタッフに対し、引き抜きや他のスポーツ施設等のあっせん行為

⑨ 当施設の備品や器具、その他の物品等を持ち出す行為

⑩ その他迷惑行為

第 11 条（会員資格の相続・譲渡）

- 1 会員の資格は譲渡・売買・貸与及び名義の変更等、その他会員以外の第三者にその地位を承継することはできない。
- 2 また会員の死亡による相続が発生した場合において法定相続人及びその地位の遺贈の対象とすることはできない。

第 12 条（中途解約）

- 1 会員は、コースに係る本契約締結後において、自己都合により中途解約するときは書面により解約の申し出を行う。
- 2 同条第 1 項の中途解約についてはコース費用及びコース以外の費用について、法令の定めにより当ジムが責任を負担すべき場合を除き、理由の如何を問わず返金できないものとする。

第 13 条（免責）

- 1、会員およびビジターが諸施設の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、本クラブに故意または過失がない限り、本クラブは、当該損害に対する一切の責任を負わないものとします。
- 2、会員が施設利用時の事前に体調等について本クラブ及びパーソナルトレーナーへ申告をおこなう際に秘匿及び虚偽の申告を行った場合については、会員の体調不良や怪我等について本クラブは一切の責任を負わない。
- 3、また、会員の施設内の機械や器具等、本来の目的外の使用方法による使用、また体調不良や怪我等のある状態での事故、怪我等について本クラブは一切の責任を負わない。
- 4、パーソナルトレーナーの指導、本クラブ施設内スタッフからの助言等を見逃して行われたことによって起因した事故や怪我等について、本クラブは一切の責任を負わない。
- 5、天災、戦争、内乱、暴動、法令の改廃・制定、公権力行使による命令、処分、通信回線の事故その他当ジムの背に帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能及び不完全履行については、当ジムは一切の責任を負わない。
- 6、同 1 項から 4 項による免責の場合、入会金及び会費についての返却については応じないことに同意する。

第 14 条（損害賠償）

- 1 会員は、施設内において会員の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、本クラブ

に対し損害を賠償する。

- 2 同条1項の賠償責任については、未成年者においては親権者または法定代理人が連帯して責任を負う。この規定は、被後見人、被保佐人、被補助人についても準用するものとする。

第15条（個人情報保護）

本クラブは会員の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法に基づき以下のとおりの取り扱いをすることし、会員はこれを承諾する。

- ① 個人情報の取得については、業務に必要な範囲を限度とする。
- ② 個人情報の利用目的については、以下の通りとする。
 - ア 依頼者本人であることの確認
 - イ 業務の遂行
 - ウ 書類の送付
 - エ 打合せや通常範囲の連絡
 - オ 社内研修
 - カ その他会員に対する有益な情報の提供等
- ③ 個人情報の目的外利用・第三者提供については、必要な場合は会員の同意を得た上、利用目的に必要な範囲を限度とし提供するものとする。また、法令に基づく場合等、正当な理由がある場合を除き、会員の同意を得ることなく個人情報を利用目的外利用当該個人情報の利用や第三者提供を行わない。
- ④ 個人情報の安全管理については、当ジムは適切な安全管理措置を講じることにより、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失・毀損・漏洩等を防止することに努める。
- ⑤ 当ジムは、個人情報の取り扱いを第三者へ委託する際には、委託先の個人情報の取り扱いについては安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な管理を行っていくものとする。
- ⑥ 当ジムが取得した個人情報については、個人情報保護に関する法律の定めるところにより、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等また第三者への提供停止を会員は請求する事ができる。

第16条（合意管轄）

本契約に関する争いが生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。